

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関が審査請求人に対して令和2年2月19日に行った行政文書一部開示決定のうち、「1 奈良高校 50代男性教諭（部活動で）セクハラ行為（2019年12月1日配信）について、事実関係・事情聴取、処分について その後の学校、教育委員会の対応についてわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）については、別紙2に掲げる文書を対象文書として特定するとともに、その他の本件開示請求1に対応する行政文書について改めて探索、特定した上、当該行政文書について開示決定等すべきであるが、その余の実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年2月5日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、本件開示請求1、「2 パワハラ被害訴え、小学校（大和郡山市小学校）教諭4名と面談に関するもの（1）事実関係 聞きとりの内容について（2）現在の学校の対応 教育委員会の対応についてわかるもの（3）パワハラとの認定等されたこと、処分、注意等あったら、その内容について」（以下「本件開示請求2」という。）、「3 歴代県教育長 退職時「引継書」作成せずについてわかるものおよび、その後の対応についてわかるもの（2019年12月12日配信）」（以下「本件開示請求3」という。）及び「4 修学旅行費盗み、盗撮（奈良市立小学校教諭）（2020 1. 20配信）について、事実関係と処分についてわかるもの。（関係文書）」（以下「本件開示請求4」という。）の開示請求（以下「本件開示請求1」、「本件開示請求2」、「本件開示請求3」及び「本件開示請求4」を総称して「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和2年2月19日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

ア 令和元年12月27日付け教職員の処分に係る以下の文書

（ア）報道資料「教職員の処分について」

（イ）処分説明書

（ウ）事情聴取書（令和元年12月2日（月） 13時00分～16時00分 場所：中小企業会館第2会議室）

イ 奈良県大和郡山市立郡山南小学校に係る以下の文書

- (ア) 奈良県大和郡山市立郡山南小学校の件について
  - (イ) 教職員課対応状況
  - (ウ) 郡山南小学校の聞き取りについて（令和元年11月13日（水） 13時～18時教職員課分室）
- ウ 令和元年11月29日付け教職員の処分に係る以下の文書
- (ア) 報道資料「教職員の処分について」
  - (イ) 処分説明書
  - (ウ) 事情聴取書（令和元年11月20日（水） 午前9時00分～午前9時30分 奈良西警察署 面会室）

## (2) 開示しない部分

- ア 歴代県教育長 退職時「引継書」作成せず についてわかるものおよびその後の対応についてわかるもの
- イ 大和郡山南小学校教諭の氏名及び電話番号
- ウ 個人の生年月日、住所、指紋、学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述
- エ 大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部
- オ 事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部

## (3) 開示しない理由

- ア (2) のア  
当該文書を作成していないため
- イ (2) のイ及びウ  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ウ (2) のエ  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため  
条例第7条第6号に該当  
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- エ (2) のオ  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため  
条例第7条第6号に該当  
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

## 3 審査請求

審査請求人は、令和2年3月16日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件処分を取り消

すとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

#### 4 諮 問

令和2年4月15日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決（決定）を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭理由説明において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 報道資料とある文書、生年月日が黒塗りである。年齢が記載されているうえに、生年月日が記載されている理由が理解できない。

今後生年月日が、省かれるなら、今回は、生年月日の開示については求めない。事情聴取書においても、生年月日が記載してある。理由が理解できない。

イ 事情聴取書 これは、事情聴取の記録を基に処分庁において整理されたものと思われる（一人称の記載といえる）。

公開されている、他の自治体では、処分庁からの質問、職員の答えという記載であるので、できることなら、この事情聴取書、以外の文書があるのかないのか、明確に、してもらいたい。少なくともメモはあるのではないかということである。今回開示されている、事情聴取以外について、より詳しいものを含め、開示を求める。

ウ 「奈良県大和郡山市立郡山南小学校の件について」の内容について、この文書の作成者が明確でない。質問者、回答者が不明、明確でないということ。わかるものがあれば開示を求める。

エ 「郡山南小学校■の聞き取りについて」についても、質問者、回答者が明確でない。さらなるもの（説明等されたもの）があれば開示を求める。

オ（ア）本件開示請求1について

「その後の学校、教育委員会の対応についてわかるもの」に関する文書が一切開示されていない、開示を求める。

具体的に想定できるものは、生徒、保護者等への説明、説明会、関係学校、への説明等、処分を受けた教諭への勤務校、奈良高等学校職員への研修等、教育委員会からの、事件に関する指導、呼びかけ等について想定される。これらの関係資料文書等が、あるのかないのか明確でない。ないならないという説明があるべきであるが説明がなされていない以上、あるならその文書等が明らかにされていない。

開示がなされていないということである。開示を求める。

(イ) 本件開示請求2について

現在の学校の対応、教育委員会の対応についてわかるもの聞き取りの最後にあるのは、方向性といえるかどうか不明であるが、では具体的にどのようなことがなされたのか。また、上記(ア)と同様のことがなされたことがわかる文書等が開示されていない。開示を求める。

(ウ) 本件開示請求3について

少なくともその後どうするようになったのかどうか、明確になされたものがあると、思われるが、作成しないということが指摘されても、聞き流しということなのかどうか、そうでないなら何らかのわかるものがあると思われる。開示されていない。開示を求める。

カ 開示しない部分のアについて 開示を求めるための反論

本件事実関係について、「オンブズマンによる開示請求」「記者」取材などによって明らかになった一連の経過から、外部からの働き開示請求取材等、それらのことに対する記録等があることは容易に想定できる。何らかの関係するものがあるといえるのに、不存在として不開示にすることは違法である。開示がなされるべきである。少なくともどのような形でメモ等含めて明らかにし上で、説明後、不開示、開示ということ明らかにするべきである。説明等に不備があるとともに、不開示は違法である。

キ 開示しない部分のイ、氏名及び電話番号について、職員の苦情等、救済をもとめている人のものであることに関して、あえて開示を求めるものではない。

ク 開示しない部分のウ 開示を求めるための反論

個人の生年月日、住所については、開示はあえて求めない。生年月日が記載されているのか、あえて記載させるなら、年齢だけで済むものである。指紋について、そもそもこの文書(事情聴取)に署名があるのに、指紋があることに問題を感じる。指紋については開示を求めない。

ケ 開示しない部分のエ 開示を求めるための反論

黒塗部分について、予想ができないので、本来開示される部分なのか、そうでないのかという主張ができにくい。あえて言えば開示を求めるということをおく。

コ 開示しない部分のオ 開示を求めるための反論

個人の心情に係るということについて、(文書は)開示されている部分もあるが、心情等については、そうでない部分もあるといえるから、つまり、心情と言える部分と、そうでない部分について分けて黒塗にする理由があるのかどうかということである。全面的な開示を求めるものである。

サ 処分庁の開示しない理由について 開示を求めるための反論

理由として条例は記載されているが具体的説明がなされていない。例をあげると、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは具体的に、どのことが、どのように支障をきたすのかということの説明がなされていない。おそれとはあくまで推測であり、推測でもって不開示にすることはできない。

同様に「個人の権利利益を害するおそれ」についてもいえる、個人のどのような権利利益を害するのか、また、おそれとは、どのようなおそれなのか、これまでどのようなことが（害すること）起きたのか、等の説明がない。

報道（京都新聞2017年11月17日）によると、公文書、条例条項のみ理由に…最高裁判決に違反した形だったになっているといえる、と同様である。説明が不十分な黒塗り等、開示がなされるべきということである。

請求にある内容について、知る権利を十分保障したといえる開示がなされるための裁決を求める。

## （2）反論書

ア 弁明書では、審査請求人が審査請求書に記載した審査理由に対して、明確な反論、および正確な説明、がなされていない。よって処分庁の説明なき処分は違法であるということである。確かに、条例等および、条例の中にある文章は引用されているが、審査請求人の主張に対する、具体的な、弁明、説明にはなっていない。

言いすぎかもしれないが、条例の引用と、条例の中にある、文章のみをあげて、開示できない、（黒塗にする）という説明を、弁明、説明等とするのは、具体的な弁明、説明をしているということとはできない。

これは公文書、条例条項のみ理由に一県教委非開示 判例違反（京都新聞2017年11月17日）にあたるといえる。「具体的にどんな根拠で非公開とされたか知るといことは困難で極めて不適切」具体的な理由を明記するということは、条例の条項だけを並べただけではなく、一例をあげると、影響を及ぼすとは、という理由であるなら、実際に影響を及ぼした実例、及ぼした結果どのような問題が生じたか、ということを示すことである。そのために公開できないということ述べなければならぬということである。

また、「及ぼすおそれがあるため」という事情聴取等の文書に、（処分庁の）理由があるが、処分庁の、推測であり、あいまいな思い込みであり、まったく理由とは言い難い。理由にならないことを根拠に、開示しないとすることも違法であるといえる。

イ 処分庁は処分を行っている以上、開示請求を行っている、審査請求人に対して、納得いく処分理由、説明が求められる。処分にあたっては、処分庁（者）に説明責任等があるということは明らかである。

処分理由、説明ができない処分は、違法であるということである。なぜなら、処分庁の、一方的処分を許すことになる。行政権力により、以前は一方的処分について、「特別権力関係論」に基づく処分ということがいわれていたことがある。

「法律上の根拠もなしに特別な権力を行使しうることができる」とされた。人権が制限されたということであるが、本件においては、明確な理由、具体的説明なき、一方的処分であり、処分が違法であることは明らかである。

ウ 行政文書公開は、憲法（第三版）佐藤幸治著 青林書院513～514頁、「表現の自由」について、「表現の自由は」「情報を受け取る自由」を前提とするといえる。…「表現の自由」は「情報収集の自由・権利」を包摂するものと解される。とある。情報公開における、情報収集と「表現の自由」は一体であるということである。憲法で保障されたものであり、行政の都合、思いだけで不開示、

黒塗りにすることは許されない。そのような行政の都合、思いを優先する判断は、当然違法であるということである。

エ 条例が処分庁より、示されているが、そもそも、この条例は、憲法に優先するものではないことを処分庁が理解されているか疑問である。

今回の処分庁の処分、処分における主張が、果たして、情報公開条例にそったものかも、疑問であるといわざるを得ない。「市民に説明する責務が全うされるように」ということは当然のことである。また「市政への参画を進めるのに資する目的とする。」になっているはずである。

本件処分に関して、処分庁は、説明責任・責務が全うされているか、参画を資する目的に沿っているかということである。そうでないなら当然違法ということである。

オ 行政（他の自治体等）、及び処分庁が、弁明書等で開示しないがために主張される、事に関して個別的に反論する。反論の内容は審査請求書でも主張してあるが念のため。

○文書を作成していないということについて

何らかのメモ等があることは明らかである。争点になる。

○特定の個人を識別する、ということについて

争うに対象になる。具体的にどのようなことが記載されているのか、明確になされていないと反論ができない。

○個人の権利利益を害するおそれ、ということについて

二重の、予想、想定用語である。害する、具体的に、そうなるのかどうか不明である。おそれとういうことも、そうなるとはいえないことである。

○適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。ということについて

処分庁の、推測、勝手な判断にすぎない。開示がなされるべきである。

○引き継ぎ書作成せず、ということについて

前記したように、何らかのものがあるということは容易に推測できる。

○電話で聴取について

茫然と聞いていただけでなく。当然記録がなされているはずである。記録をどう判断するかは、審査会で明らかになされたらよい。

○支障…おそれ、とあるが、開示しないためのこじつけとしか受け取れない。

支障、おそれとは具体的にどのようなことか説明がなされない以上、開示がなされるべきである。

○すでに知っているものがあることを考えると…ということについて、どのような場合も知ることができるものがあることは、当然である。

知る権利ということからどうかという判断が求められている。理由にならない理由である。

○法令等の規定、及び慣行もない、ということについて、公開、開示をした場合、違法行為であるということが明らかになるなら、説明があるなら、理解できるが。規定、慣行ということで、開示しないということは、権利侵害であることは明らかである。

○個人の心情に係る記述ということについて、心情が全面的に開示できないということではない。心情に触れない面が記載されたら開示できるということであり、その部分は開示がなされるということである。

心情に触れない部分、事実関係等を含め開示がなされるべきであるということである。

○公務員の職務行為は、文書主義であると認識している。

文書がないということが理解できない。そんなに、記憶力がいいのか、聞いた方は、聞いた内容に心配ないのか、当然そのような心配を防ぐために、文書による、引継ぎ等がなされるということである。

一切ないといわれても、理解できない。

新・情報公開法の逐条解説第7版宇賀克也著 有斐閣 71頁 公務員等の職務遂行にかかる公務員等の職・氏名、職務遂行の内容についてはそもそも原則として、プライバシーが問題になる余地はなく…裁判例。とある。

すべての、聴取記録は公開されるべきであると解釈している。

カ 公開されるべきものについて、開示が抜けているものについて、もしくは開示等ができるものについても、請求人が、公開を求めていることについては、速やかな公開がなされる裁決等を求めるものである。

### (3) 口頭意見陳述

審査請求人が本件で開示を求めている趣旨は、行政の中で起きた事案について、事実の内容を知ることである。そして、私の場合は知った内容を基に、今後の行政のあるべき姿について提言等をしていきたいということがある。そのためには、事実を明確により詳しく知りたいということで、審査請求まで至った。

今回対象とした案件も、私的な構造で起きたものではないと認識している。事案を起こした人が公務員であれば、その事案について事情聴取等が行われて背景などが分かるものだと考えている。公務員の不祥事が、なぜ起きるのだろうかということを確認したかったので、開示請求に至った。

今回、開示請求をして見ることができた文書について、まず、事情聴取については、今回開示されたのは聴取の概要をまとめた文書であろうと判断した。文書自体が一人称で記載されており、処分する側の職員が聞いて処分を受ける側の職員が答えるという形式ではなかった。これは、一次資料とは言いづらい。そうすると、まとめる前の文書があるはずで、その文書を見せたい。そのような文書がなければ、まとめる前の文書も作成できない。請求人としては、まずまとめる前の文書の有無が明らかになっていないので、それを確定して、その後、まとめる前の文書が公文書かどうかという争いのもと、開示されることも争って、確定していただきたいと思い、このような主張をしている。同じ事案でも、事情聴取の結果をとりまとめた人の感じ方と、第三者の感じ方は全く違うから、本当の意味での事実確認ができないと思っている。

また、一人称でまとめると、行政の人が質問したことに対する回答なのか、それとも聴取された職員が思ったことなのか、回答を翻訳したものかということが全く分からない。十分言い分を聞いたのかというようなことが分からないので、その内容が具体的に分かるように、やりとりが記載された文章を開示してもらいたかった。

また、学校は、事後対応として、例えば保護者に対する説明会や謝罪等々の対応をする。そのような事後対応をする場合には、それを行う旨の通知文書等があるはずだが、それが不足している。どのような呼びかけをしているのかということが知りたい。

さきほど聞き取りをした記録について触れたが、その有無を含めて決定通知書に

記載されていないので、それを明らかにすべきであったと思っている。もし作成してないといわれるのであれば、例えば、重大な事情聴取の文書を、口頭で聞いてそれをまとめたということはあるまいだろうと思っている。いくら記憶力があっても、こう言っただろう、こう言ったことにしようというような公文書作成は違法であると言えるが、請求人に分かるような説明がされていないので、その点も含めて考慮していただきたい。

生年月日を明らかにしなさいと言うつもりはないが、年齢については、どのぐらいの年齢の人がこういうことを行ったか、事実確認のために知りたい。

決定通知には、開示をしない理由として、条例に書いてある文章を引用されていて、例えば支障を来すおそれがあるというようなことを、不開示決定に条例の規定を引用されているが、それだけで済むのであれば、広く解釈すればどのような内容でもおそれに含まれることになりかねない。審査請求人としては、行政が処分をした以上は、具体的にこの事例はこういうものに触れるなど、おそれがあるということを具体的に説明いただきたい。過去に開示をしたら、このような問題となったというような説明をされたら、それで条例に基づいて開示できないという説明になると思っているが、そのような具体的な説明がない以上は、何となくこの条例を引用すれば、説明したことになるのではないかというような、行政の逃げのように感じる。具体的な説明がない場合は、説明をしたとは言えないし、説明なきものは、開示すべき内容だと判断をしてもらいたい。

それから一つだけ気になったのが、指紋に触れた内容である。これは人権に関することなので、指紋を押させてまで取った文書というのは、公文書として認めることができるのかどうかということが、私としては少し苦慮している。非人権的な過程かもしれないことで作成された文書を、私が受け取るということはいかかなものだろうかというようなことを、この文書を受け取った時に思った。本人が指紋を押さざるを得なかった、つまり留置場で、事情聴取を受け指紋を押させられたとしたら、精神的に不安定な場所で聴取された内容が記載された文書だと思っている。そうでなければなぜ指紋なのか、サインでもいいではないかと思う。犯罪者といえるかもしれないけれども、まだ犯罪は確定してないので、ある意味無罪の人に対して、指紋押捺までさせる、その種のあり方がいかなものかと思う。

今後、奈良県においてこのような対応はやめて、サインも似たようなものかもしれないが、サインだけでとどめていただければ、私も正式な文書として請求しやすいということを最後に付け加える。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書の「審査請求の趣旨」において、本件処分を取り消すとの裁決（決定）を求める旨記載している。一方で、同じ審査請求書の「審査請求の経緯、理由」において、郡山南小学校教諭の氏名及び電話番号並びに個人の生年月日住所及び指紋については開示を求めない旨記載している。これらの記述から、審査請求人は、本件不開示情報のうち、郡山南小学校教諭の氏名及び電話番号並びに個人の生年月日、住所及び指紋については、本件審査請求において開示を求めていないとも考



えられるが、審査請求書に記載された本件審査請求の趣旨は本件処分の取り消しであることから、審査請求人は本件不開示部分の全部の開示を求めていると解することとした。

また、審査請求人は、令和元年11月29日付け及び令和元年12月27日付け教職員の処分に係る文書並びに奈良県大和郡山市立郡山南小学校に係る文書については、実施機関が開示した本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書が存在する旨とともに、本件決定における理由付記が不十分である旨も主張している。

以上のことから、本件審査請求の趣旨は、本件不開示部分の開示並びに本件開示請求に対応する行政文書の特定及び本件決定に係る理由付記の妥当性について審査を求めるものであると解した。

## 2 文書の特定について

本件開示請求は、開示請求書の記載から、審査請求人が、報道機関等が配信した記事を元に、それぞれの事案に係る事実関係や実施機関の対応について確認することを目的として行ったものと考えられるが、開示文書を特定するにあたり疑義があったため、令和2年2月6日に奈良県教育委員会事務局企画管理室職員が審査請求人に連絡し、本件開示請求において開示を求める文書について電話で聴取した。

当該聴取において、審査請求人は、本件開示請求1については、当該事案に係る事実関係及び事情聴取の内容がわかる行政文書並びに当該職員に係る処分内容がわかる行政文書の開示を求める趣旨である旨、本件開示請求2については、当該事案に係る小学校教諭との面談の内容がわかる行政文書及び郡山南小学校の対応と県教育委員会の対応がわかる行政文書の開示を求める趣旨である旨、本件開示請求3については、教育長が引継書を作成していないことについて報告等を行った際の行政文書及び当該報告に対する教育委員会の対応がわかる行政文書の開示を求める趣旨である旨、そして、本件開示請求4については、当該事案の事実関係及び当該職員に係る処分内容がわかる行政処分並びに当該事案に係る事情聴取内容がわかる行政文書の開示を求める趣旨である旨の発言をした。

実施機関は、上記のような開示請求の趣旨に鑑み、本件開示請求1に対応する文書として、当該セクハラ行為を行った奈良高校教員に係る懲戒処分を行った際の処分説明書、報道資料及び事情聴取書を特定し、本件開示請求2に対応する文書として、事案の経緯等が記載された「奈良県大和郡山市立郡山南小学校の件について」、奈良県大和郡山市立郡山南小学校に係るパワハラ被害の訴えに関する教職員課対応状況及び郡山南小学校教諭に対する聞き取り内容が記載された「郡山南小学校の聞き取りについて」を特定し、本件開示請求4に対応する文書として、奈良市立小学校教諭に係る修学旅行費窃盗等事案に関する懲戒処分の際の処分説明書、報道資料及び事情聴取書を特定した。

これらの行政文書には、当該聴取において審査請求人が開示を求めている内容が全て記載されており、実施機関が本件行政文書を特定したことは妥当であるとする。

また、本件開示請求3に対応する文書については、教育長が引継書を作成しなかったことに関する顛末を報告した文書及びその後の教育委員会の対応に係る行政文書を作成していないことから、その旨理由を付して不開示としたものである。

## 3 不開示の理由について

### (1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

また、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

#### ア 郡山南小学校教諭の氏名及び電話番号

本件不開示情報のうち郡山南小学校教諭の氏名及び電話番号は、当該教諭の個人に関する情報であつて、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、ただし書ウ「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が地方公共団体の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するところ、郡山南小学校教諭の氏名及び電話番号については公務員である教諭に係る情報であるが、具体的な職務の遂行と直接関連を有する情報ではなく、本件事案の性質上、教諭の個人情報として保護される必要があることから、公務遂行に関する情報とは言えず、同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、郡山南小学校教諭の氏名及び電話番号については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

#### イ 個人の生年月日、住所、指紋、学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述

個人の生年月日、住所、指紋、学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述を不開示としているが、これらの情報のうち、生年月日、住所、指紋及び個人を特定できる記述は教諭に関する情報であり、学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述は被害者である生徒の個人に関する情報である。これらの情報は開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号の本文前段に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに該当しない。

ただし書ウのうち「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が地方公共団体の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。教諭に係る生年月日、住所、指紋、学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述については、公務員である教諭に係る情報であるが、具体的な職務の

遂行と直接関連を有する情報ではなく、また、本件事案の性質上、教諭の個人情報として保護される必要があることから、公務遂行に関する情報とは言えず、また、被害者である生徒は公務員ではないことは明らかである。したがって、これらの情報は同号ただし書ウに掲げる情報には該当せず、ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の生年月日、住所、指紋及び個人を特定できる記述については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

#### ウ 大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部

大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部は、当該小学校に勤務する教職員に関する情報であって、パワハラ被害の訴えの原因となった事象については、当該小学校内で発生していることから、当該聴取を受けた教職員が誰であるかを既に知っている者がいることも考えられる。このような状況において聴取記録の一部を開示した場合、特定の者が既に保有している情報又は入手可能な情報と聴取記録の一部を結びつけることによって特定の教職員の陳述内容が明らかになることが考えられる。したがって、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部は、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、不開示とした聴取記録の一部には、パワハラ被害の訴えの原因となった事象に関する事項が記載されており、当該事象に係る聴取という具体的な職務の遂行と直接関連を有する情報であるが、事案の性質上、聴取を受けた者の名誉や信用に直接関わる情報であって、開示することにより、聴取対象となった教職員の権利利益を害するおそれがあることから、同号ただし書ウに掲げる情報には該当せず、ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

#### エ 事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部

事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部は、本件決定において、当該事情聴取を受けた教諭の氏名を開示していることから、当該氏名と一体となって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文前段に該当する。

また、これらの情報は個人の内心に関わる内容であり、事情聴取を受けた教員の人格と直接結びついた情報であることから、条例第7条第2号本文後段に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに該当しない。

ただし書ウのうち「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が地方公共団体の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。事情聴取記録に記載された情報は、公務員である教諭に係る情報ではあるが、個人の心情については、教諭の個人情報として保護される必要があることから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、ただし書ウに該当せず、ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、事情聴取記録のうち、個人の心情に係る記述の一部は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

## (2) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方公共団体法人が行う事務又は事業に関する情報」（前段）であって、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）と規定しており、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

実施機関は、本件決定において、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部及び事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部について、条例第7条第6号に該当するため、不開示としている。

### ア 条例第7条第6号に前段について

大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部及び事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部については、実施機関が行った事情聴取に関する記録であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

### イ 条例第7条第6号後段について

本件事情聴取は、個室に調査対象者を一人ずつ呼んで個別に行った任意の事情聴取であり、各事情聴取対象者が述べた内容が公にされが場合、今後行われる同種の調査において、調査の対象となった者が事情聴取を拒絶したり、事実を述べることを回避する結果となることが予想される。そして、そのことにより、今後の同種の事情聴取において、関係者からの正確な事実の把握が困難となり、事案の実態に即した適正な事実の把握が困難になるおそれがあることから、実施機関の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

## (3) 行政文書の不存在について

本件請求3について、先に述べたとおり、審査請求人は教育長が引継書を作成していないことについて報告等を行った際の行政文書及び当該報告に対する教育委員会の対応がわかる行政文書の開示を求める趣旨である旨、令和2年2月6日に奈良県教育委員会事務局企画管理室職員が審査請求人に対し、本件開示請求において開示を求める文書について電話での聴取した際に発言している。

実施機関においては、教育長が「引継書」を作成していないことが服務規程違反に当たるものではないと解していることから、「引継書」が作成されなかったことについてその顛末を整理し報告する文書を作成する必要がなく、実際に文書による報告は行っておらず、教育委員会において何らかの対応を審議した事実もない。

以上のことから、実施機関は本件請求3に対応する行政文書を作成していないため、対象文書の不存在を理由に本件決定を行ったものである。

## 4 理由の付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該項目に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されている。

本件決定の理由付記については、第2の2(2)「開示しない部分」及び第2の2(3)「開示しない理由」に記載のとおり、不開示部分を具体的に記載するとともに、不開示とした根拠条項と併せてその規定を適用した理由として当該条文の該当部分を引用しており、不開示情報が明らかにならない限度で具体的に記載している。

これらのことから、本件決定における理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備はないと考える。

## 5 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件開示請求に対応する行政文書について

本件開示請求1について、実施機関は、審査請求人は奈良県立奈良高等学校において、クラブ顧問である教諭が生徒に対し身体接触を伴う不適切な指導を行った事案に係る事実関係、事情聴取内容及び処分の内容がわかる文書の開示を求めているものであると実施機関は解し、当該処分に係る報道資料（以下「本件文書1」という。）、処分説明書（以下「本件文書2」という。）及び事情聴取書（以下「本件文書3」という。）をそれぞれ特定した。

本件文書1には、処分を受けた教諭の所属、職名、氏名、年齢及び生年月日並びに事案の概要、処分内容及び処分年月日等が記載されている。

本件文書2には、処分を受けた教諭の職、氏名及び処分理由等が記載されている。

本件文書3には、本件開示請求1に係る事案を起こした教諭から実施機関が聴取し

た当該事案の経緯及び当該事案を起こしたことに対する教諭の心情等が記載されている。

本件開示請求2について、実施機関は、審査請求人は大和郡山市立郡山南小学校の教諭が同校の教諭からパワーハラスメント被害を受けた旨訴えた事案について、被害を訴えた教諭等（以下「関係教職員」という。）に対する面談の内容が分かる文書、及び小学校の対応及び奈良県教育委員会の対応が分かる文書の開示を求めているものであると解し、奈良県大和郡山市立郡山南小学校の件について（以下「本件文書4」という。）、教職員課対応状況（以下「本件文書5」という。）及び郡山南小学校の聞き取りについて（以下「本件文書6」という。）をそれぞれ特定した。

本件文書4には、本件開示請求2に係る事案の経緯について、関係教職員の担当学年、職責、申述内容、大和郡山市教育委員会による関係者への聴き取り内容及び今後の対応等が記載されている。

本件文書5には、関係教職員に対して実施機関が行った面談概要が時系列で記載されている。

本件文書6には、令和元年11月13日に関係教職員に対して実施機関が行った面談における具体的な発言内容等が記載されている。

本件開示請求3について、実施機関は、これまでに奈良県教育長の役職にあった者が引継書を作成していなかったとする旨の報道に関し、引継書を作成していないことの報告書等の文書及び当該報道に対する対応がわかる文書の開示を審査請求人が求めていると解し、当該文書を作成していないとして不開示とした。

本件開示請求4について、実施機関は、審査請求人は奈良市立富雄北小学校教諭が盗撮及び窃盗を行った事案について、事実関係、事情聴取内容及び処分の内容が分かる文書の開示を求めているものであると解し、当該処分に係る報道資料（以下「本件文書7」という。）、処分説明書（以下「本件文書8」という。）及び事情聴取書（以下「本件文書9」という。）をそれぞれ特定した。

本件文書7には、処分を受けた教諭の所属、職名、氏名、年齢及び生年月日並びに事案の概要並びに処分内容及び処分年月日等が記載されている。

本件文書8には、処分を受けた教諭の職、氏名及び処分理由等が記載されている。

本件文書9には、本件開示請求4に係る事案を起こした教諭から実施機関が聴取した当該事案の経緯及び当該事案を起こしたことに対する教諭の心情等が記載されている。

### 3 本件決定の妥当性について

#### (1) 行政文書の特定について

審査請求人は、審査請求書及び口頭意見陳述等において、本件開示請求1、本件開示請求2及び本件開示請求4について、学校及び教育委員会の対応がわかるものとして、保護者説明会の案内、その決裁文書及び説明会の内容を記録したもの等（以下「学校等の対応に係る文書」という。）が、また、事情聴取録として、事情聴取の質問内容及び回答内容が逐語的に記録されたもの（以下「逐語録」という。）が作成されているはずであり、少なくともこれらの文書が特定されていない旨主張している。

これに対し、実施機関は、本件開示請求において開示を求める文書を具体的に確認するため、審査請求人に対し電話による聴取（以下「本件聴取」という。）を行っており、その際、審査請求人が発言した内容と一致する行政文書を特定した旨説

明しているので、以下検討する。

#### ア 本件開示請求1に対応する行政文書の特定について

本件開示請求1に係る事案について、逐語録を作成したか否かについて実施機関に確認したところ、実施機関においては事案の経緯及び事案に対する教職員の心情等の発言内容については、逐語録を作成することなく直接事情聴取書を作成しており、本件においても、逐語録は作成していないとのことであった。

実施機関における教職員に対する聴取において、一般的に逐語録を作成することがないのであれば、本件開示請求1に係る事案についてのみ作成する理由は乏しいと考えられることから、本件開示請求1に対応する逐語録を作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

次に、実施機関は、本件聴取の際、審査請求人は、本件開示請求1について、「事実関係、事情聴取の内容のわかるもの」及び「処分がなされていたなら、理由書など処分の内容がわかるもの」の開示を求めていると発言した旨説明している。そうすると、本件開示請求1のうち「学校及び教育委員会の対応がわかるもの」の趣旨については、本件聴取において明らかにされているとは直ちには認められない。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に本件開示請求1に対応する行政文書の特定の経緯について確認したところ、本件聴取に係る逐語的な記録を作成したわけではなく、本件聴取以外に審査請求人に対し文書特定に関して問合せ等も行っていないとのことであった。

そして、審査請求人は審査請求書及び口頭意見陳述等において、本件開示請求1に係る文書の特定について、一貫して、保護者説明会等の学校の対応がわかる文書の開示を求める旨主張していることから、本件聴取において、実施機関と審査請求人との間で認識が相違していることは明らかである。

このような状況においては、本件開示請求1に係る実施機関の主張を是認することはできない。

そこで、当審査会は、保護者説明会等の学校等の対応がわかる文書を保有しているか否かについて、事務局を通じ、実施機関に確認したところ、本件開示請求1に係る事案について、別紙2に掲げる文書（以下「本件提示文書」という。）の提示を受けた。

そして、当審査会が本件提示文書を見分したところ、本件開示請求1に係る事案に関する、保護者に対する説明会開催のための通知、当該説明会の内容を記録した文書及び保護者に対する謝罪のために作成された文書であると認められることから、本件開示請求1のうち、「学校の対応に係る文書」に該当すると考えるのが相当である。

これらのことから、本件提示文書は、本件開示請求1の対象文書に該当するものと認められる。

以上のことから、本件提示文書を本件開示請求1の対象文書として改めて特定するとともに、本件提示文書以外の行政文書を含めて、本件開示請求1に対応する行政文書を改めて探索、特定の上、当該行政文書について開示決定等すべきである。

#### イ 本件開示請求2及び本件開示請求4に対応する行政文書の特定について

実施機関は、本件聴取において、本件開示請求2については、面談の内容がわかるもの及び小学校の対応と教育委員会の対応がわかるものを、本件開示請求4につ

いては、事実関係と処分の内容がわかるもの及び事情聴取の内容の開示を求める旨発言した旨説明しているが、審査請求人は学校等の対応に係る文書の開示を求める旨主張している。

この点、既に述べたとおり、本件開示請求に対応する行政文書の特定について、本件聴取において、実施機関と審査請求人との間で認識が相違していたことは明らかである。

そこで、本件開示請求2に係る事案及び本件開示請求4に係る事案についての学校等の対応に係る文書を保有しているかについて、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、いずれの事案も実施機関に属さない市立小学校における事案であることから、実施機関においては作成していないとのことであった。また、大和郡山市教育委員会及び奈良市教育委員会において文書を作成している可能性は否定できないものの、本件開示請求2に係る事案については人事異動の参考とするため、本件開示請求4に係る事案については処分量定を決めるために実施機関が関与したものであり、これらの目的を達成するために学校等の対応に係る文書を取得する必要はなく、学校等の対応に係る文書に限らず、本件開示請求2及び本件開示請求4に対応する行政文書として開示した行政文書以外の文書を作成又は取得していないとも説明している。

本件開示請求2に係る事案及び本件開示請求4に係る事案は、実施機関とは別の教育委員会に属する市立小学校で生じた事案であることを考慮すると、これらの事案について、本件開示請求2及び本件開示請求4に対応する学校等の対応に係る文書等を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点はなく、当該文書を作成又は取得していたと推測させる特段の事情も認められない。

以上のことから、本件開示請求2及び本件開示請求4について、学校等の対応に係る文書及び逐語録等を作成又は取得していないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

## (2) 行政文書の不存在について

実施機関は、本件開示請求の趣旨について、審査請求人は本件聴取において、教育長が引継書を作成していないことに関する報道（以下「本件報道」という。）を受けて、実施機関内部で報告を行った行政文書及び本件報道に対する実施機関の対応がわかる行政文書（以下「本件報道に係る対応文書」という。）の開示を求めるとの趣旨である旨発言していたが、これらの文書は作成していない旨主張しているので、以下検討する。

本件報道に係る対応文書を作成していない理由について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関は、教育長の引継書の作成について規定する法令等は存在しておらず、教育長は必ずしも引継書を作成することが必要とされていないことから、本件報道に係る報告は、教育長の引継書作成に係る規定の状況に鑑みて、口頭でのみ行った旨説明している。

また、教育委員会事務局に属する教職員については引継書作成が義務づけられているが、本件報道は特別職の公務員に限定された引継書に関する報道であったため、教育委員会事務局の教職員全体に広く引継書を作成すべき旨をあらためて周知する等の事後対応は必要ないと判断のもと、特段の事後対応は行っていないとのことであった。

一般的に、報道機関によって特定の事案について不適正である旨指摘された場合には、当該報道に係る事案について、これまでの対応が適切であったか否かなどに



について検討するための行政文書が作成されるものと考えられる。しかし、実施機関が、教育長が引継書を作成する法令上の義務規定がなく、特段の対応が必要ないと考えていることを考慮すると、本件報道に係る報告文書や事後対応のための行政文書等は作成していないとする実施機関の説明を認めざるを得ない。

以上のことから、本件開示請求3に対応する行政文書を作成していないとする実施機関の説明については是認せざるを得ない。

### (3) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

審査請求人は、本件不開示情報のうち、個人の学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部及び事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部の開示を求めているが、実施機関はこれらの情報について条例第7条第2号に該当するため不開示としているので、以下検討する。

#### ア 個人の学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述

実施機関は、個人の学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述として、被害を受けた生徒の学年、所属クラブ及び被害の状況等が分かる記述（以下「本件被害生徒に係る情報」という。）並びに教諭の経済状況に関する記述（以下「本件教諭に係る情報」という。）を不開示としている。

#### (ア) 本件被害生徒に係る情報について

実施機関は、本件被害生徒に係る情報について、条例第7条第2号本文前段に該当するとして不開示としている。

条例第7条本文前段に規定する「他の情報」については、開示請求の請求主体には何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件被害生徒に係る情報については、学校において発生した生徒に対する身体的接触に係る事案に関するものであるため、「他の情報」には、教職員、同級生、保護者その他の関係者（以下「学校関係者」という。）が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、本件決定で学校名、学級名及び教諭名が既に開示されているという状況においては、学校関係者が保有している又は入手可能であると通常考えられる

情報と照合することにより、当該被害生徒を識別することができることとなるため、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件被害生徒に係る情報については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

(イ) 本件教諭に係る情報について

実施機関は、本件教諭に係る情報について、条例第7条第2号本文前段に該当するとして不開示としている。

本件教諭に係る情報について、本件教諭の所属校名及び氏名が既に開示されているという状況においては、当該情報と本件教諭に係る情報とを照合することにより、本件教諭を識別することができることと認められる。したがって、本件教諭に係る情報は、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

本件教諭に係る情報については、公務員の職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ウに該当しない。また、当該情報を公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないため同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件教諭に係る情報については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

(ウ) まとめ

以上のことから、個人の学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

イ 大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部

大和郡山南小学校教職員からの聴取記録について、当審査会が当該行政文書を見分したところ、担任学年、個人の心身の状況が分かる記述、特定の人物の発言内容や行為に対する評価等が不開示とされていることが認められた。

先に述べたとおり、条例第7条本文前段に規定する「他の情報」には、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するべきである。

大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部については、本件事案が小学校において発生したパワーハラスメントの訴えに係る事案に関するものであるため、「他の情報」には、学校関係者が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するべきである。

そして、本件決定で、学校名、聴取を受けた教諭の学年及び職務内容が既に開示されているという状況においては、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部を開示した場合、学校関係者が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、特定の発言を行った教職員を識別することができることとなる。

したがって、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部は、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文前段に

掲げる情報に該当する。

そして、これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

また、不開示とした聴取記録の一部には、パワーハラスメント被害の訴えの原因となった事象に関する事項が記載されている。パワーハラスメントに関する情報については、職務遂行の過程において発生する行為に係る情報ではあるが、聴取を受けた教職員の名誉や信用に直接関わる情報であって、開示することにより、当該教職員の権利利益を害するおそれがあると認められるため、教諭の私事に関する情報であると考えべきであり、職務遂行の内容に係る情報ではないことから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

以上のことから、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当することから、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

#### ウ 事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部

事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部については、事情聴取を受けた教職員に関する情報であって、本件決定において既に開示されている当該教職員の氏名と一体として、当該教諭に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

これらの記述は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについて、事情聴取を受けた教諭の心情に係る記述については、個人の内心に係る情報であるため、当該教諭の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

以上のことから、事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

#### (4) 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

審査請求人は、条例第7条第2号に係る不開示部分の理由付記について、「個人の権利利益を害するおそれ」とはどのような権利利益を害するのか、またどのような「おそれ」があるのかについて説明がなされていない旨、また、条例第7条第6号に係る不開示部分の理由付記について、「おそれ」とは単なる推測であり、どのような「支障」があるのかについて説明がなされていないとして、支障となる具体的な事例を明らかにすべき旨主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、開示しない部分欄に、「大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部」「事情聴取

書のうち、個人の心情に係る記述の一部」と不開示部分について相当程度具体的に記載され、開示しない理由欄に、「条例第7条第2号に該当」等、不開示とした根拠規定が掲げられるとともに、本件不開示情報の性質が記載されていることが認められる。

理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要があり、このことを考慮すると、本件決定における理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

## **5 審査請求人の主張について**

審査請求人は、審査請求書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## **6 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙1のとおりである。

(別紙1)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
令和 2年 4月 15日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 2年 5月 12日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 2年 7月 29日 (第243回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年10月 9日 (第245回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 審査請求人から意見等を聴取した。
令和 2年10月 29日 (第246回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年11月 20日 (第247回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 2年12月 24日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	

## 別紙 2

- ア 令和元年11月27日付けで奈良県立奈良高等学校校長が被害生徒が所属する部活動部員保護者宛に発出した「保護者説明会の実施について（ご案内）」
- イ 令和元年11月29日付けで奈良県立奈良高等学校校長が保護者あてに発出した「本校職員の不適切な指導について（お詫び）」
- ウ 被害生徒が所属する部活動の部員保護者説明会（令和元年11月30日開催）の議事内容を記録した文書
- エ 第1回保護者説明会議事概要（令和元年11月30日開催、場所：県立奈良高等学校会議室）
- オ 令和元年12月23日付けで奈良県立奈良高等学校校長が被害生徒が所属する部活動の部員保護者宛てに発出した「第2回保護者説明会の実施について（連絡）」
- カ 令和元年12月23日付けで奈良県立奈良高等学校校長が被害生徒が所属する学級の保護者宛てに発出した「今後の学級運営について（報告）」
- キ 被害生徒が所属する部活動の部員保護者説明会（令和元年12月27日開催）の議事内容を記録した文書
- ク 第2回保護者説明会概要（令和元年12月27日開催、場所：県立奈良高等学校会議室）
- ケ 令和2年1月7日付けで奈良県立奈良高等学校校長が保護者宛てに発出した「本校職員の不適切な指導について（報告）」
- コ 令和2年1月16日付けで奈良県立奈良高等学校校長が被害生徒が所属する部活動の部員保護者宛てに発出した「保護者説明会の概要について（連絡）」